

防管開第3319号
16. 3. 31
一部改正 防管開第5837号
18. 6. 14
一部改正 防経技第7464号
18. 7. 31
一部改正 防経技第9657号
18. 10. 12
一部改正 防経技第13554号
22. 11. 29
一部改正 防官文(防)第2号
27. 10. 1

航空幕僚長 殿

防 衛 大 臣

放射能調査について（通達）

内閣に設置された放射能対策連絡会議（15. 11. 21内閣官房長官決裁）において、放射能測定分析の充実等の必要性が確認されたことから、当庁として引き続きこれに協力することとしたので、下記のとおり措置されたく通達する。

なお、長官指示第16号（36. 12. 11）は廃止する。

記

- 1 本邦西部、中部及び北部の各空域における航空機による放射能塵の収集
- 2 日本海中部空域その他防衛装備庁長官が定める空域における航空機による希ガスの収集
- 3 収集した試料の防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官が指定する者への輸送等
- 4 細部実施要領については、防衛装備庁長官が定めるものとする。
- 5 当分の間、第1項の空域に日本海北部空域を加える。